

### はじめに

#### 1 改定の趣旨

近年発生した災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本計画の見直し内容との調和を図るため、令和3年度からの概ね5年間の取組を位置付けた計画に改訂

#### 2 本計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき策定

- (1) 国の国土強靱化基本計画と調和
- (2) とちぎ未来創造プランとの整合、国土強靱化に関する他計画等の指針
- (3) とちぎ創生15戦略との連携
- (4) 栃木県地域防災計画との連携

### 第1章 地域計画策定の基本的な考え方

#### 1 基本理念

- (1) 安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり
- (2) とちぎの豊かさの維持・向上
- (3) 災害発生時の防災拠点としての機能の充実

#### 2 基本目標

- (1) 県民の生命の保護が最大限図られていること
- (2) 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

## 第1章 地域計画策定の基本的な考え方

### 3 基本方針

#### (1) 基本姿勢

- ・人口減少等を踏まえた施策の推進
- ・すべての住民に配慮した対策
- ・自助・共助・公助を基本とし、市町、民間事業者等との連携・役割分担
- ・強靱化を推進する担い手の確保と環境整備

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進
- ・平常時における県民生活の豊かさの向上等にも留意

#### (3) 効果的な施策の推進

- ・選択と集中による施策の重点化
- ・既存の社会資本の有効活用、施設の効率的・効果的な維持管理
- ・民間投資・技術活用の促進
- ・施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

- ・国の基本計画における手法を参考に本県の脆弱性評価を実施

① 想定するリスクの設定

② 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

③ リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

## 第2章 脆弱性評価

### 2 想定するリスク

- ・ 大規模自然災害全般を想（地震、台風等）

### 3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 事前に備えるべき目標：8目標      リスクシナリオ：27本

No.	事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態	No.	事前に備えるべき目標	県No.	起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生	5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生			5-3	食料等の安定供給の停滞
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	6	ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止
				6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全		
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			7-3	農地・森林等の被害による荒廃
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響		

## 第2章 脆弱性評価

### 4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

- 個別施策分野：7分野
  - (1) 行政機能／警察・消防等
  - (2) 住宅・都市・土地利用
  - (3) 保健医療・福祉
  - (4) 産業・エネルギー
  - (5) 情報通信・交通・物流
  - (6) 農林水産
  - (7) 国土保全・環境
- 横断的分野：3分野
  - (1) リスクコミュニケーション・人材育成
  - (2) 官民連携
  - (3) 老朽化対策

### 5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

- リスクシナリオごとに脆弱性評価結果を整理

### 6 評価結果のポイント

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進
- 関係期間等との連携

## 第3章 強靱化の推進方針

### 1 施策分野ごとの推進方針

- 施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに推進方針を定めるとともに重要業績指標を設定
- 各分野の施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携

## 第3章 強靱化の推進方針

### 2 個別施策分野の推進方針

#### (1) 行政機能／警察・消防等

##### ①行政機能

- ・ 県及び市町の防災拠点機能の確保
- ・ 情報の収集、伝達体制の確保 など

##### ②警察・消防等

- ・ 消防広域応援、災害警備体制の整備 など

#### (2) 住宅・都市・土地利用

- ・ 住宅、建築物等の耐震化
- ・ 復興の事前準備
- ・ 文化財の防災対策等 など

#### (3) 保健・医療福祉

- ・ 保健医療調整本部の体制強化
- ・ 医療機関等の耐震化等
- ・ 感染症予防対策 など

#### (4) 産業・エネルギー

- ・ ライフラインの災害対応力強化
- ・ エネルギーの安定供給 など

#### (5) 情報通信・交通・物流

- ・ 住民等への災害情報の伝達
- ・ 電源の確保 など

#### (6) 農林水産

- ・ 生産基盤等の災害対応力の強化
- ・ 森林の適切な整備・保全 など

#### (7) 国土保全・環境

- ・ 河川改修等の治水対策
- ・ 災害廃棄物の処理体制の整備 など

#### 主な重要業績指標

- ・ 災害拠点病院以外の病院におけるBCP策定率、
- ・ 県広報課LINE（ライン）の登録者数
- ・ 防災重点農業用ため池における防災対策を講じた施設の割合
- ・ 河川における優先整備区間の整備延長 など

## 第3章 強靱化の推進方針

### 3 横断的分野の推進方針

#### (1) リスクコミュニケーション・人材育成

- ・ 防災意識の高揚、防災教育の実施
- ・ 地域防災力の向上
- ・ 外国人対策 など

#### (2) 官民連携

- ・ 企業等との連携 など

#### (3) 老朽化対策

- ・ 社会資本等の老朽化対策 など

#### 主な重要業績指標

- ・ 避難情報（5段階の警戒レベル）を理解している県民の割合
- ・ 自主防災組織の平均訓練回数

## 第4章 計画の推進及び進捗管理

### 1 優先的に取り組む施策

- 「人命の保護」最優先の観点から、リスクシナリオ単位で施策を重点化
- 27のリスクシナリオのうち「建物倒壊による死傷者の発生」など10のリスクシナリオを回避する施策を優先

### 2 各種施策の推進

- 推進方針に基づく各種施策については各分野別計画と連携しながら計画的に推進
- P D C Aサイクルにより進捗管理

# リスクシナリオ別の主な取組事例

No.	事前に備えるべき目標	No.	優先事項	起きてはならない最悪の事態	主な取組事例
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	◎	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生	・ 学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
		1-2	◎	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・ 国、県、市町、企業などが一体となって取り組む流域治水対策の推進
		1-3	◎	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	・ 土砂災害警戒区域内の重点整備箇所（要配慮者利用施設、避難場所など）に係る土砂災害防止施設の整備の推進
		1-4	◎	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	・ 関係機関等との連携した予防伐採の推進 ・ 道路施設の冠水対策や豪雪対策の実施
		1-5	◎	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・ 緊急速報メール、SNS、CATV等の活用の促進 ・ 災害時外国人キーパーソン等の確保
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	◎	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止	・ 医療機関等との連携による医薬品等の備蓄の推進 ・ 電気自動車、燃料電池車等の緊急電源としての活用促進
		2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・ 孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所等の対策、代替輸送道路等の確保等
		2-3	◎	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・ 県内全域における地区防災計画の策定への支援
		2-4	◎	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・ 緊急医療機関へのアクセス道路の整備 ・ 医療機関、社会福祉施設（高齢者・障害者・児童福祉施設）などにおける非常用電源設備等の整備促進
		2-5		想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	・ 事業者等との協定締結による徒歩帰宅者への支援体制の整備
		2-6	◎	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生	・ 感染症発生動向調査事業による予防対策の普及啓発 ・ 消毒用資材の確保 ・ 避難所配置用常備薬等の備蓄
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	◎	県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下	・ 非常用発電機の整備・維持や稼働に必要な燃料の確保
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能	・ 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進

No.	事前に備えるべき目標	県No.	優先事項	起きてはならない最悪の事態	主な取組事例
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1		サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞	・ 本県へ本社機能や研究所を移転する企業への支援
		5-2		基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	・ 緊急輸送道路や重要物流道路に指定されている路線等の計画的な整備や維持管理
		5-3		食料等の安定供給の停滞	・ 市町等と連携した食料、生活必需品の備蓄の推進
6	ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1		電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	・ 自家発電設備やコージェネレーションの導入拡大等の分散型エネルギーの利活用の促進 ・ エネルギー関連産業の立地に向けた支援
		6-2		上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・ 病院や避難所等の重要な幹線に係る管路の耐震化の促進
		6-3		防災インフラの長期間にわたる機能不全	・ 河川の堤防・護岸整備など、河川改修の推進
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	・ 農業水利施設等の計画的な整備 ・ 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を高めるための保安林等の整備促進
		7-2		有害物質の大規模拡散・流出による荒廃	・ 有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化
		7-3		農地・森林等の被害による荒廃	・ 保安林における治山施設の整備の推進
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や市町担当者に対する災害廃棄物処理に係る研修及び訓練等の実施
		8-2		復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態	・ 自主防災組織等のリーダーや防災士等のアドバイザーとなる人材の育成 ・ 「栃木県都市復興ガイドライン」に基づく事前復興の取組の普及啓発
		8-3		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・ 文化財保存のための防災設備等の設置の支援 ・ 災害発生時の対応に備えた関係機関等との連携強化
		8-4		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・ 市町が実施する地籍調査の促進 ・ 応急仮設住宅の円滑な運用を図るための体制整備
		8-5		風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響	・ BCP策定に取り組む事業者に対する個別支援 ・ 市町担当者に対する災害廃棄物処理に係る研修及び訓練の実施